

予 算 要 求 資 料

令和 3 年度当初予算 支出科目 款：民生費 項：児童福祉費 目：児童福祉諸費

事業名 障がい者 110 番事業費（国補）

（この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください）

健康福祉部 障害福祉課 社会参加推進係 電話番号：058-272-1111（内 2687）

E-mail：c11226@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 2,782 千円（前年度予算額：2,782 千円）

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	2,782	1,391	0	0	0	0	0	0	1,391
要求額	2,782	1,391	0	0	0	0	0	0	1,391
決定額									

2 要求内容

（1）要求の趣旨（現状と課題）

障がい者の権利擁護に係ることがらについて、専門相談員、弁護士や医師などによる相談窓口を開設。

（2）事業内容

常設の相談窓口を設置し、障がい者の相談に当たる。

（3）県負担・補助率の考え方

国 1/2 県 1/2 国庫補助 [地域生活支援事業（促進）]

（4）類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
委託料	2,782	法律、人権擁護等に関する相談を実施
合計	2,782	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 後年度の財政負担

障がい者の権利擁護に係る相談等に対応する事業は今後も必要

事業評価調書（県単独補助金除く）

- | |
|--|
| <input type="checkbox"/> 新規要求事業 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 継続要求事業 |

1 事業の目標と成果

（事業目標）

- ・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
 社会の一員として生活している障がい者の権利擁護に係ることがらについて、専門相談員が対応し、必要に応じて弁護士や医師などによる相談活動を行うことで、すべての人が地域の中でともに暮らせる社会づくりを目指す。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業 開始前	指標の推移	現在値 <small>（前々年度末時点）</small>	目 標	達成率

○指標を設定することができない場合の理由

障がい者の権利擁護に係る紛争が発生した場合に相談業務を行うため、指標を設定することになじまない。

（前年度の取組）

- ・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）
 - <常設相談窓口の設置>
 - ・年間を通じた相談窓口を設置。なお、電話による相談も受け付ける。
 - <相談支援体制の整備>
 - ・相談員を配置するとともに、相談の内容に応じて専門的に対応できるよう、弁護士、公認会計士、医師、保健師、ソーシャルワーカー、人権擁護委員、各種相談員等のほか、地方法務局（人権擁護部・課）、教育委員会、労働局等行政機関及び県弁護士会等関係者の協力を得て支援できる体制を整え、専門的な対応が必要な相談については、相談チームを編成して来所又は訪問により相談にあたる。

（前年度の成果）

- ・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
 - <相談件数> 51 件
 - <相談内容> 福祉制度（2件）、近隣関係（2件）、金銭・財産（11件）
 医療（4件）、就労（8件）、家族関係（7件）施設入所・通所（1件）、
 人権（9件）、弁護士（2件）その他（3件）、弁護士相談（2件）

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い、△：必要性が低い 	
(評価) ○	本事業は国庫補助事業である地域生活支援事業の都道府県事業に位置付けられており、障がい者の相談窓口としてニーズが高い。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、△：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価) ○	平成 28 年度より障がい者差別に係る相談対応を行う岐阜県障がい者差別解消支援センターを設置したため、従来より受けていた相談が分散し相談件数が減少したと考えられるが、包括的な相談対応ができる相談窓口として事業の有効性は大きい。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている、△：向上の余地がある 	
(評価) ○	相談以外にも、弁護士を講師とした研修会や法律相談会を開催することにより、事業の効果促進が図られている。

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 利用者の多くが知的障がい者またはその家族であり、気軽に安心して相談できることや障がい特性を理解した十分な対応等が必要である。
--

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか。 障がい者が社会の一員として生活するうえで、毎年の相談件数が示すように、相談窓口は欠かせない存在である。特に専門的知識を有する者が相談に対応することでより効果のある事業となっているため、今後とも事業の継続が必要である。
--

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	【○○課】
組み合わせて実施する理由や期待する効果 など	

